

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 28):  
帰国困難者の宿泊施設/NZビザ延長等

令和 2 年 3 月 28 日  
在オークランド日本国総領事館

今般, NZ政府より, 新型コロナウイルス警戒レベル4の中での生活に関し, 以下のとおり通知・説明がありました。

### 1 帰国困難者の宿泊施設

出国できなかつた方々の宿泊施設については, 下記の宿泊施設手配サービスが利用可能です。料金については, 個々のケースの事情に鑑み判断しているとのことです。

<レベル4の期間中にNZで利用できる宿泊施設>

<https://covid19.govt.nz/help-and-advice/for-travellers/international-travel/>

<臨時宿泊施設手配サービス/Temporary Accommodation Service>

電話:0508 754 163

### 2 NZビザの延長

ビザの有効期限又はNZeTA(電子渡航認証)による滞在期限が4月1日までの方は, 移民局HPから, 現在と同じビザをオンラインで申請すれば, 自動的に暫定ビザが発行され, 有効期限が9月末まで延長されます。移民局から返信がなくても, 申請すれば良いとのことです。

4月2日以降に切れる方は, 自動的に延長され, その旨メール等で通知が来ます。なお, 通常, ビザ申請には各種証明書(警察証明, 出生証明等)が必要とされる場合がありますが, 今回のオンライン申請に関しては, 証明書等は厳しく求められておらず, 書類が足りなくてもまずは申請することが重要です。

<移民局HP>

<https://www.immigration.govt.nz/>

### 3 医療機関へのアクセス

医療サービスへは通常通りアクセス可能です。GPや病院も対応可能ですが, 多くのサービスにおいて, 直接対面しない方法(電話等)を採っています。なお, 処方箋の更新についても, 通常通り Health practitioner の許可が必要とのことです。

\* 新型コロナウイルスに関する状況は刻一刻と変化しておりますので, 最新情報は在ニュージーランド日本国大使館の Facebook(以下)もご確認ください(細かな情報は, 当館からの領事メールではなく, 大使館の Facebook のみの掲載とすることもあります。)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ>

\* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html) (日本語)

[https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/visa.html](https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html) (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting\\_japan/corona\\_vrs\\_j.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs_j.html) (日本語)

[https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting\\_japan/corona\\_vrs.html](https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs.html) (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)